

2009年10月21日

<u>メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称:育ち盛り)</u> ~ブラジルの金融取引税について~

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

10 月 19 日、ブラジルのマンテガ財務相は、金融取引税(IOF 税)の税率をゼロから 2.0%に引き上げることを発表しました。これにより海外投資家によるブラジル・レアル建て株式や債券購入の際の為替取引に税率 2.0%が課せられることになりました。当該税率は 10 月 20 日より適用されます。マンテガ財務相は今回の措置について、株式・債券市場の過度の投機を回避するためと述べました。

【金融取引税(IOF税)引き上げの背景について】

ブラジルは 08 年 3 月以来、急速なブラジルへの資本流入による通貨レアル高を回避する目的から、 外国人投資家による債券購入のための外国為替取引に対して 1.5%の金融取引税を課税していました。 しかし同年 10 月には金融危機への対応として上記の為替取引に対する税率をゼロに引き下げました。 その後、世界の投資家の不安心理が和らぐにつれ、経済成長の見込まれる新興国には海外からの資本流入が加速しており、ブラジル・レアルは上昇傾向にありました。

【ファンドの運用方針について】

ブラジルの輸出は世界経済の回復に伴って加速してきたものの、通貨の動向に左右されやすい輸出 品目に関しては輸出量自体の変化はあまり見られませんでした。したがって今回の措置は輸出産業へ の打撃を懸念したブラジル・レアル安誘導の意味合いは弱く、ブラジル・レアルの上昇ペースを和らげる 目的で行われたものと考えます。

通貨(ブラジル・レアル)に関しては、今回の措置の発表を受けレアルは下落しましたが(10 月 20 日対円:前日比-0.54%)、長期的には影響は限定的であり上昇トレンドは今後も緩やかに継続していくと考えております。

ブラジル債券に関しては、ブラジル債券への需要は依然として強く、短期的には投資資金の流出も考えられますが、中期的な影響は限定的と考えられます。

スタンディッシュ社は依然としてブラジルは有力な資源輸出国であり、ファンダメンタルズも堅調であることから魅力的な投資対象国としての見方を変えておりません。同国の税制は高い頻度で改訂される傾向があるため、経済情勢だけでなく税制等も注視しながら慎重に運用を行って参ります。

(ご参考) 9月末時点におけるファンドの組入比率 = ブラジル債券:15.6%、ブラジル・レアル:10.9% (9月末時点におけるベンチマーク*のブラジル組入比率:債券・通貨とも各10.0%) ※ベンチマークは JP モルガン GBI-EM Diversified 指数(ヘッジなし、円ベース)です。

以上

[●]当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。

[●]当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



【ご参考】

通貨ブラジル・レアルの推移(対円)

(2008年1月1日~2009年10月20日)



出所:ブルムバーグ

[●]当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。

[●]当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



<ファンドのリスク>

■ 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・ 償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた 利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者 保護機構の対象ではありません。

■ 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧下さい。

<お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用
- 〇お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

- 〇ご換金手数料:ありません。
- 〇信託財産留保額:ありません。
- 間接的にご負担いただく費用
 - 〇信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

〇その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、 表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧下さい。

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

[●]当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。

[●]当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。